

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月13日

【会社名】 科研製薬株式会社

【英訳名】 KAKEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大沼 哲夫

【本店の所在の場所】 東京都文京区本駒込二丁目28番8号

【電話番号】 03(5977)5007(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 伊東 誠司

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本駒込二丁目28番8号

【電話番号】 03(5977)5007(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 伊東 誠司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 224,817,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年11月13日に、四半期報告書(事業年度第100期 第2四半期 自2019年7月1日 至 2019年9月30日)を提出したことに伴い、2019年11月6日に提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するとともに、当該有価証券届出書の添付書類である「2020年3月期第2四半期連結会計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)の連結業績の概要」を削除するため、また、2019年11月6日付で提出した有価証券届出書の添付書類である「取締役会議事録」に不備がありましたので、該当添付書類を差替えるため、また、添付漏れがありましたので、それらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2020年3月期第2四半期連結会計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)の連結業績の概要

(添付書類の訂正・再提出)「取締役会議事録」

(添付書類の追加)

- ・自己株券買付状況報告書(2019年6月1日から2019年6月30日まで)
- ・自己株券買付状況報告書(2019年7月1日から2019年7月31日まで)
- ・自己株券買付状況報告書(2019年8月1日から2019年8月31日まで)
- ・自己株券買付状況報告書(2019年9月1日から2019年9月30日まで)
- ・自己株券買付状況報告書(2019年10月1日から2019年10月31日まで)
- ・自己株式の取得等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

上記添付書類を再提出、追加しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 2019年6月27日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 2019年8月9日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 2019年6月27日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 2019年8月9日 関東財務局長に提出

事業年度 第100期第2四半期(自2019年7月1日 至2019年9月30日) 2019年11月13日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年11月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年11月6日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年11月6日)現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年11月13日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年11月13日)現在において変更の必要はないと判断しております。